原子爆弾被爆者等健康診断実施要領

第１　健康診断の受診対象者

　　　この要領により、健康診断を受けることができる者（以下「受診対象者」という。）は、次に該当する者で都内に住所を有する者とする。

(1) 被爆者健康手帳所持者（以下「被爆者」という。）

(2) 第一種健康診断受診者証所持者

(3) 第二種健康診断受診者証所持者

(4) 健康診断受診票所持者（以下「被爆者の子」という。）

第２　健康診断の種類

健康診断の種類は、定期健康診断及び希望健康診断とする。

(1) 定期健康診断は、年2回、春と秋とに実施する。

(2) 希望健康診断は、受診対象者の希望により年2回まで受診することができる。ただし、被爆者の子は、希望健康診断を受診できない。

(3) 第二種健康診断受診者証所持者は、定期健康診断又は希望健康診断のいずれかを年1回を限

度に受診できるものとする。

第３　実施方法

　１　受診手続

(1) 定期健康診断の受診対象者は、受診の際、被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証若しく

は第二種健康診断受診者証又は健康診断受診票を実施医療機関に提出するものとする。

(2) (1)により提出された被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受

診者証又は健康診断受診票は、健康診断終了後、検査結果を記入の上、受診者に返還するもの

とする。

　２　実施期間

(1) 定期健康診断の実施期間は、春期分は５月１日から６月末日まで、秋期分は１１月１日から１２月末日までとする。

(2) 希望健康診断の実施期間は、４月１日から３月１５日までとする。

第４　健康診断の検査項目

　　　検査の種類は、一般検査、がん検診及び精密検査とする。

１　一般検査

　　　一般検査は、基本検査と附加検査に区分し、次に掲げる検査を行うものとする。ただし、附加検査は、医師が必要と認める場合に限り行うものとする。

　　基本検査

(1) 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査

(2) ＣＲＰ検査

(3) 血球数計算（赤血球数、白血球数）

(4) 血色素検査

(5) 尿定性検査（糖、、ウロビリノーゲン、潜血）

(6) 血圧測定

(7) 心電図検査（東京都単独検査）

(8) 胸部エックス線撮影検査（東京都単独検査）

　　附加検査

　　(9) 肝臓機能検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、γ―ＧＴＰ検査）

(10)ヘモグロビンＡ1ｃ検査

(11)血清総コレステロール定量検査（東京都単独検査）

２　がん検診

がん検診は、次のとおり実施する。ただし、第二種健康診断受診者証所持者は、受診の対象外とする。

なお、検診の方法は、別に国が定める要領に準拠する。

　　　(1) 被爆者又は第一種特例受診者証所持者の申請によるものにあっては、年１回を限度として第２(2)の希望健康診断に代えて、次の①から⑥までに掲げる検診を行うものとする。

(2) 被爆者の子の申請によるものにあっては、年１回を限度として第２(1)の定期健康診断に代えて、次の①から⑥までに掲げる検診を行うものとする。

① 胃がん検診　　　　　問診、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

② 肺がん検診　　　　　問診、胸部エックス線検査

　　　　　　 　　　　　　　　細胞診は問診等の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

③ 乳がん検診　　　　　問診、視診、触診、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）。

ただし、視診、触診については、医師が必要と認める者に対し、

乳房エックス線検査と併せて行う。

④ 子宮がん検診　　　　問診、視診、内診、子宮部細胞診察

　　　　　　　　　　　　　子宮体部の細胞診及びコルポスコープ検査は、問診等の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

⑤ 大腸がん検診　　　　問診、免疫学的便潜血検査法（２日法）

⑥ 多発性骨髄腫検診　　問診、血清分画検査

３　精密検査

　　　精密検査は、一般検査及びがん検診の結果、更に精密な検査を必要とする者に対し、次に掲げる検査の範囲内で必要と認められるものを行うものとする。ただし、第二種健康診断受診者証所持者は受診の対象外とする。

(1) 骨髄造血像検査等の血液の検査

(2) 肝臓機能検査等の内蔵の検査

(3) 関節機能検査等の運動器の検査

(4) 眼底検査等の視器の検査

(5) 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査

(6) その他必要な検査

第５　記録及び報告

　１　健康診断記録

　　　実施医療機関は、健康診断に関する記録を、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成７年厚生省令第３３号）様式第４号(1)から(3)までによる「健康診断個人票」に記録し、５年間保存するものとする。

２　報告

(1)　実施医療機関は、健康診断を実施した日の属する月の翌月末までに「被爆者健康診断実施結果報告書」（様式第１号）に「実施結果明細書」（様式第２号から第７号まで）を添えて、保健医療局長に報告するものとする。ただし、３月に実施した分については、３月３１日までに報告するものとする。

(2)　都は、(1)の報告書を確認後、「実施結果報告確認通知」を作成し、実施医療機関に送付する。

(3)　実施医療機関は、実施の有無にかかわらず、実施期間終了後、終了日の属する年度の３月３１日までに「被爆者健康診断年間実績報告書」（様式第９号）により保健医療局長に報告するものとする。

第６　費用の負担

　　　都は、別に定めるところにより、健康診断に要する費用の全額を負担するものとする。

第７　費用の請求

　　　実施医療機関は、都が作成した「実施結果報告確認通知」到達後速やかに、「請求書」（様式第８号）をもって費用を請求するものとする。

第８　検査後の指導

　　　実施医療機関は、健康診断に関する記録を被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証又は健康診断受診票に記入するとともに検査の結果、治療を要すると認められる者に対して適切な指導を行うものとする。

　　　また、次に掲げる被爆者、第一種健康診断受診者証所持者及び被爆者の子に対しては、所定の手続をとるよう指導するものとする。

(1) 原爆症の認定申請について

　　　　 健康診断の結果、原子爆弾の障害作用に起因して負傷し又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けるための申請ができる旨、説明する。

(2) 被爆者健康手帳への切替え

健康診断の結果、第一種健康診断受診者証所持者が次に掲げる障害を伴う疾病にかかっていると診断されたときは、被爆者健康手帳への切替えの申請ができる旨、説明する。

1. 造血機能障害を伴う疾病
2. 肝臓機能障害を伴う疾病
3. 細胞増殖機能障害を伴う疾病
4. 内分泌腺機能障害を伴う疾病
5. 脳血管障害を伴う疾病
6. 循環器機能障害を伴う疾病
7. 腎臓機能障害を伴う疾病
8. 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
9. 呼吸器機能障害を伴う疾病
10. 運動機能障害を伴う疾病
11. 潰瘍による消化機能障害を伴う疾病

(3) 健康管理手当の申請

健康診断の結果、被爆者が(2)に掲げる障害を伴う疾病にかかっていると診断されたときは、健康管理手当を申請できる旨、説明する。

(4) 被爆者の子の医療費助成の申請

健康診断の結果、(2)に掲げる障害を伴う疾病により６か月以上の医療を必要とすると診断されたときは、医療費助成を申請できる旨、説明する。

　　附　則

　この要領は、昭和55年4月1日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、昭和59年4月1日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、昭和63年4月1日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成　2年4月1日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成　4年4月1日から適用する。

　　　附　則　14健サ疾第521号

　この要領は、平成14年9月1日から施行とする。ただし、第8条第2項は平成14年4月1日から適用する。

　　　附　則　18福保保疾第34号

　この要領は、平成18年4月1日から施行とする。ただし、第4条第2項(3)については平成18年5月1日から適用する。

　　　附　則　20福保保疾第2181号

　この要領は、平成20年4月1日から施行とする。ただし、第4条第1項については平成20年5月1日から適用する。

附　則　23福保保疾第1603号

　この要領は、平成24年4月1日から施行とする。

附　則　26福保保疾第1517号

　この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附　則　28福保保疾第1045号

　この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附　則　3福保保疾第1622号

　この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附　則　4福保保疾第2048号

　この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附　則　5福保保疾第547号

　この要領は、令和5年7月1日から施行する。